

平成30年度
鹿沼市
家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入報奨金

申請の手引



鹿沼市では、温室効果ガスの排出削減や地球温暖化対策等のため、住宅用の「省・創・蓄」エネルギー設備導入を推進しています。

受付窓口・問い合わせ先

環境課環境政策係 環境クリーンセンター管理棟2階

〒322-0045 鹿沼市上殿町 695-7

電話 0289-64-3194 FAX 0289-65-5766

1 目的及び事業概要

鹿沼市では、市民が地球温暖化対策に取り組み、環境への負荷の少ない省・創・蓄エネルギーの普及促進を図るために、自ら居住する市内の住宅に省・創・蓄エネルギー設備を設置した方を対象に、予算の範囲内で報奨金（商品券）を支給します。

[1]対象となる省・創・蓄エネルギー設備について

対象となる設備は、住宅等に新たに設置する設備になります。

■ 対象となる設備と支給要件

すべての設備において、区分ごとに申請できます。

① 高効率給湯設備

(1)自然冷媒 CO₂ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

- ・年間給湯効率（JIS）が 2.7 以上または年間給湯保温効率（JIS）が 2.7 以上

※寒冷地向けの機種の場合

- ・年間給湯効率（JIS）が 2.4 以上または年間給湯保温効率（JIS）が 2.4 以上

(2)ハイブリッド給湯器（エコワン）

- ・潜熱回収型給湯器とヒートポンプ給湯器の技術を含む給湯器で、地球温暖化抑制に資するもの

(3) 燃料電池（エネファーム）

- ・一般社団法人燃料電池普及促進協会（FC

A）の民生用燃料電池導入支援事業の補助対象設備であること

- ・都市ガス又は LP ガスを使用し、燃料電池によって発電する住宅用の設備であること

(4)ガスコージェネレーション（エコウィル）

- ・都市ガス又は LP ガスを使用し、ガスエンジンによって発電する住宅用の設備であること

② 発電設備

太陽光発電

- ・太陽電池モジュールの出力の合計値又はインバータの出力が 10kW 未満であること

③ 太陽熱利用設備

- ・一般社団法人ベターリビングによる優良住宅部品の認定を受けた設備であること
- ・太陽光の集熱機能を有する住宅用の設備であること

④ 木質バイオマス利用設備

設備の設置に要した費用が 50 万円以上で、二次燃焼機能などにより、排煙を減少させる機能を備えた設備であること。

(1)ペレットストーブ

- ・木質ペレットを燃料に使用する室内暖房設備であること

(2)薪ストーブ

- ・薪を燃料とする室内暖房器具であること

⑤ 蓄電及び充給電設備

設備の設置に要した費用が50万円以上で、次の(1)、(2)の設備であること

(1) リチウムイオン蓄電池

- ・設備を設置した住宅に太陽光発電設備が設置されていること

(2) 電気自動車等充給電設備

- ・住宅の分電盤と接続し、住宅の電気系統から電気自動車等の充電及び電気自動車等から住宅の電気系統への給電が可能なものであること

■省・創・蓄エネルギー設備の対象となる設置時期（平成30年度）

すべての設備において、平成29年4月1日以降に設置が完了したもの

■ 報奨金の金額

報奨金の金額の算出は下記の区分の通りです。区分①～⑤から2つ以上設置した場合は、当該区分の合計額となります。

① 高効率給湯設備	一律20,000円
② 発電設備	出力1kW当たり10,000円で、上限40,000円（1,000円未満は切り捨て）
③ 太陽熱利用設備	本体価格（工事費を除く）の10分の1で、上限40,000円（1,000円未満は切り捨て）
④ 木質バイオマス利用設備	
⑤ 蓄電及び充給電設備	一律50,000円

[2]報奨金の申請について

■ 報奨金の複数申請について

報奨金は、上記①～⑤の区分毎に申請することができます。また、異なる区分の設備を同時に設置した場合は、設置した設備を同時に申請することができます。ただし、同じ区分の設備を2つ以上申請することはできません。

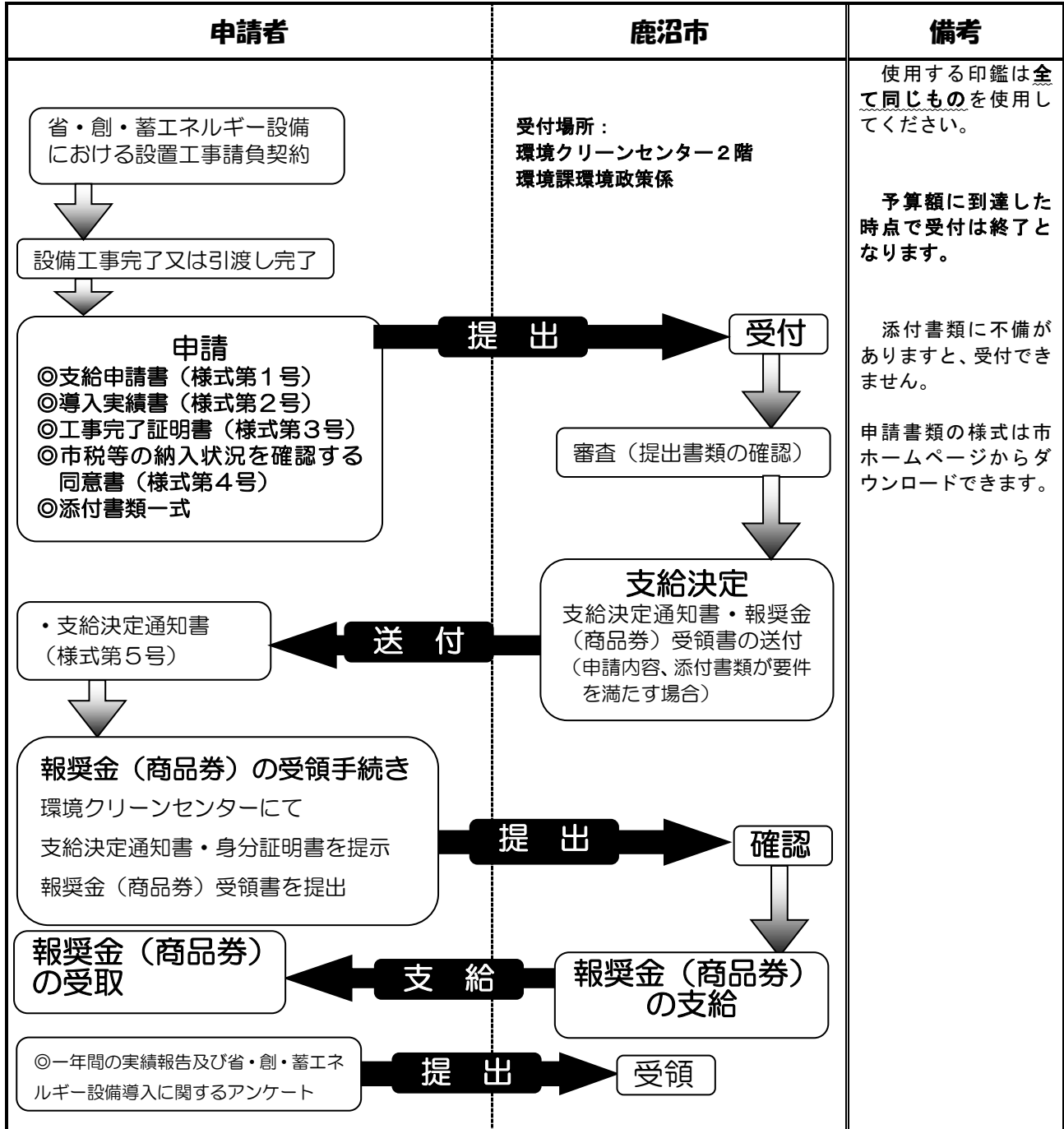
■ 過去に補助金等の交付を受けている場合について

過去に太陽光発電設備などの補助金や報奨金の支給を受けた場合でも、別の区分であれば申請することができます。例えば、3年前に太陽光発電設備を設置し、補助金または報奨金を受けた方が、新たに蓄電池や高効率給湯器を設置した場合、別の区分なので申請が可能です。

[3]申請者要件

- ・市内の住宅に省・創・蓄エネルギー設備を設置した方（新品・未使用品に限ります。）
- ・市内の省・創・蓄エネルギー設備を設置した住宅の場所に住所を有し、居住している方
- ・省・創・蓄エネルギー設備を設置した住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、自ら居住する部分のみで電力又は熱を使用している方

2 申請の流れ



[1] 支給申請

省・創・蓄エネルギー設備設置の事業完了後、次の支給申請書類を受付窓口へ提出してください。

■ 申請に必要な書類

① 鹿沼市家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入報奨金支給申請書（様式第1号）

・申請手続きを事業者委任する場合は、「報奨金申請代理人」欄に記名及び押印が必要です。

②家庭用「省・創・蓄」エネルギー設備導入実績書（様式第2号）

③工事請負契約書又は住宅購入に係る売買契約書等の写し

- ・契約書や請書、注文書等の設備の購入や設置の依頼をしたときに交わしたもの
- ・申請者及び事業者の押印があるもの

④領収書の写し

⑤見積書又は領収書内訳書（設備の設置に要する費用内訳がわかるもの）

⑥住宅等の全景及び設置状況がわかるカラー写真（ア、イのどちらも必須）

ア 設備を設置した住宅等の全景写真

- ・倉庫の屋根などに設置した場合、電力等を使用する住宅の全体写真

イ 設備の設置状況がわかる写真

省・創・蓄エネルギー設備	必要な写真
高効率給湯設備	住宅への設備の設置が確認できるもの
太陽光発電	太陽電池モジュールの設置が確認できるもの
燃料電池	発電機及び貯湯槽の設置が確認できるもの
ガスコージェネレーション	
太陽熱利用設備	集熱器の設置が確認できるもの
ペレットストーブ	住宅への設備の設置が確認できるもの
薪ストーブ	
リチウムイオン蓄電池	蓄電ユニット及び太陽電池モジュールの設置が確認できるもの
電気自動車等充電設備	住宅への設備の設置が確認できるもの

⑦工事完了証明書（様式第3号）

- ・実績書記載の工事完了日を証明するもの
- ・設備を設置した事業者が作成してください。

⑧住民票の写し（コピー不可 ※窓口で交付されたものが「住民票の写し」です。）

- ・申請者の世帯員全員が記載されたもの
- ・鹿沼市役所市民課又は各コミュニティセンターで交付を受けてください。

⑨市税等の納入状況を確認するための同意書（様式第4号）

- ・申請者の世帯員全員の市税等の納入状況を、環境課職員が確認するためのもの
- ・申請者の世帯員全員が記名及び押印してください。
- ・世帯員の中で、満16歳未満の方の記名は不要です。

⑩設備の仕様及び規格等が確認できる書類の写し

- ・カタログや仕様書の写し、設置した設備の型式や仕様、能力等を確認することができる書類

[2]支給決定

支給申請書類を受付後、その内容を審査します。審査の結果、市が支給決定したときは、**報奨金支給決定通知書**（様式第5号）を送付します。

支給決定により支給される商品券は、申請者の居住地区により決定します。

● 旧鹿沼地区に居住する方

⇒鹿沼商工会議所の発行する**鹿沼市共通商品券**

● 旧栗野地区に居住する方

⇒栗野商工会の発行する栗野商品券

[3]報奨金（商品券）の受け取り

報奨金支給決定通知書が届いたら、鹿沼市環境課窓口（環境クリーンセンター管理棟内）で、商品券を受け取ってください。その際、下記のものをお持ちください。

- ・送付された支給決定通知書（コピー不可）
- ・身分証明書（自動車運転免許証、マイナンバーカード、住基カード等）
- ・報奨金（商品券）受領書（支給決定書の下部、記名押印のあるもの）

【商品券引渡しの手順】

- ① 窓口にて報奨金支給決定通知書（コピー不可）及び身分証明書を提示
- ② 必要事項を記入した報奨金（商品券）受領書を提出
- ③ 内容を確認後、商品券を支給

※ 商品券の引換を支給決定者以外の方が行う場合、委任状（報奨金（商品券）受領書の下部）を、支給決定者が記入してください。委任状の記入がない場合、支給決定者以外の方が商品券を受け取ることはできません。

[4]一年間の実績報告及びアンケートの提出

報奨金支給決定通知書と共に、省・創・蓄エネルギー設備使用状況報告書及びアンケートを送付します。設置後より一年間の実績を記入し、アンケートと合わせて環境課に提出してください。

3 その他注意すべき事項

[1]報奨金の申請手続等の代行について

報奨金申請代理人として、申請の手続を販売事業者等が代行する場合がありますが、申請者は申請手続等を代行者に任せきりにせず、申請者は報奨金の提出書類の写しを取るなど、その内容を把握しておくようにしましょう。

また、代行者は提出書類の写しを取り、ご自身で控えておくことはもちろん、申請者へ控えを渡すようにお願いします。

なお、報奨金の申請手続きを代理人が行う際は、報奨金支給申請書（様式第1号）の報奨金申請代理人欄に記名及び押印が必要となります。

[2]事前確認について

支給申請書等を作成する場合は、必ずこの手引書及び別紙記入例を参照してください。
また、支給申請書等を提出する際は、事前に必ずチェックシートで確認してください。
(チェックシートは、提出する必要はありません。)